平成２３年（フ）第８６２０号
大阪市住吉区我孫子西１丁目17番14―405号
債務者　吉峰千代子（旧姓橋詰）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５３号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の780
債務者　國包　　健
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８３号
大阪府箕面市桜４丁目17番２号
債務者　早水美智子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２１号
大阪府貝塚市脇浜３丁目35番20号
債務者　田中麗麗こと　単　　麗麗
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４１号
大阪市旭区今市２丁目15番18号
債務者　中谷　幸治
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８号
大阪市都島区都島南通２丁目６番22号　シャトー京橋301号
債務者　四宮　　渉
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０号
大阪府東大阪市衣摺１丁目６番１号
債務者　山崎　善史
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
大阪市平野区喜連西６丁目２番71―602号、前住所大阪市生野区巽北３丁目14番17―406号
債務者　松浦さゆり
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１号
大阪市淀川区加島３丁目２番７号　グランシャリオ301号
債務者　小松　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２号
大阪府東大阪市日下町３丁目１番５―114号
債務者　白岩　光子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３号
大阪府東大阪市日下町３丁目１番５―114号
債務者　原田真理子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５号
大阪市西成区天下茶屋２丁目21番６―109号
債務者　田方　岩夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２号
長崎県長崎市風頭町２番８―308号、旧住所長崎県長崎市戸町３丁目26番23号第５丸ちゃんハイツ201号
債務者　山﨑　　貢（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
長崎県長崎市西山本町14番13号、旧住所長崎市大園町９番11―604号
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
長崎県長崎市戸町４丁目31番18号、旧住所長崎県長崎市三京町2954番地43
債務者　吉原　直美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７６号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番26―205号
債務者　安部茉奈美（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８６号
札幌市東区伏古７条２丁目７番８号　エトワール伏古Ａ棟103
債務者　海馬澤折江（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２３号
札幌市白石区中央２条５丁目12番５号　ドリームハイツ205号、申立時の住所札幌市白石区栄通10丁目２番９号　マイクレスト栄通201号
債務者　吉田　岳人
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部